NPO法の一部を改正する法律案のポイント

H7
阪神・淡路大震災

H10法律制定（H14一部改正）

認証NPO数
42，387法人
（H23．3）

認定NPO数
208法人
（H23．5）

実績を踏まえ

法人数の少ない現状を踏まえ

施行から12年を経た認証制度の見直し

① 活動分野の追加
② 所轄庁の変更（内閣府→主たる都道府県知事）
③ 簡素化・柔軟化
（例：定款変更時の届出事項の拡大）
④ 信頼性向上（例：「活動計算書」への改正）

財政基盤の確立のための措置

① 新認定制度の創設
・ 認定事務の移行（国税庁長官→都道府県知事等）
・ 認定基準の緩和
② 仮認定制度の導入
・ PST基準不要
・ 施行後3年間の経過措置
③ 所要の監督規定の整備

認定法人等は、H23年度税制改正による寄附金控除（税額控除）の適用対象とする。

○施行期日
：H24．4．1

○検討条項
：施行後3年を目途に認定制度・「特定非営利活動法人」の名称等につ検討